

特定地域立地電源の調達方法について

第20回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2026年5月29日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の議論

特定地域立地電源の調達方法について

- 前回会合（第19回制度設計・監視専門会合（2026年3月30日））では、**現在の単年度契約を前提とした特定地域立地電源公募の状況が「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（以下「調整力公募ガイドライン」という）」で示された考え方（公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となるという考え方）とは必ずしも一致しない面があることを踏まえ、今後の特定地域立地電源の調達方法について御議論いただいた。**
- 前回会合では、主に以下のような御意見をいただいた。
 - 民-民の契約であることを踏まえ、民間の主体的な投資や設備更新を促すインセンティブ設計があるといい。
 - 複数年契約を認めれば解決するという話ではない。将来の調達に関する不確実性の話であり、その不確実性をいかに低減できるのか、必要投資に伴うリスクや負担を誰がどのように受け持つのか、についても検討が必要。
 - 複数年契約が本質ではなく、このような特殊なものに関しては、合理的な事業者の提案に基づき、複数年契約も含めて柔軟な対応を認めることが重要。
- 以上を踏まえ、**特定地域立地電源の調達方法等について検討を行ったため、御議論いただきたい。**

(参考) 第19回制度設計・監視専門会合での御意見

○草薙委員

(略) こういったインセンティブとして単年度契約を複数年契約にしていくというようなことは重要だと思いますけれども、それ以外にどのようなインセンティブがあり得るのかということを考えることが有意義なのだろうということで、事務局におかれても、そのことを問題意識として持っておられるのだと思います。

民-民の契約であることを踏まえまして、民間の主体的な決断を誘うような、例えば、新規投資や設備更新のためのインセンティブを種々考えていただくというようなことがあってもいいのだと思います。また、中長期的観点からは、特定地域立地電源独自の調達方法を開発していくというようなことができるとういのだと思います。(略)

○五十川委員

(略) 一方で、今回のような問題が、複数年契約を認めればそれで解決するという方式だけの話でもないようにも思っています。今回の事例で、そもそも事業者が応札しなかったのは、将来的に当該系統が公募対象外になる可能性を懸念したということであって、事業者視点から見て、将来の調達に不確実性があったということでした。同様の不確実性が系統側から見てもあるということなのであれば、複数年契約を結ぶといっても、それがどういった形で結べるのかという話は別にあるのだと思います。

複数年契約を認めるという方式の話は方式の話で必要だと思いますが、同時にこれは、将来の調達に関する不確実性の話でもあって、不確実性をいかに低減するのか、低減できるのか。あるいは、将来、調達が行われるかどうかには不確実性が残る。ただし、足元では必要な投資があったとして、そのリスクや負担を誰がどのように受け持つのか。そういった議論もまた必要なのではないかと思います。(略)

○松村委員

私は、今回の事務局の提案は、複数年契約がエッセンスではなく、事業者の提案に基づいて複数年契約も含めて柔軟な対応ができるようにすべきという点と受け止めました。最も重要な点は、私は事業者の提案に基づきということだと思います。単純に複数年にしたらリスクが減る、あるいはなくなるというものもあるでしょうけれども、そうでないものもあるし、何年が適正なのかはケース・バイ・ケース。投資の性質に依存して決まる。これだけ長い間公募してきたわけで、ある種特定のもの以外は難しいことは、かなりの程度分かってきたものに関しては、合理的な事業者の提案に基づいて複数年契約で問題が解決するのであれば、それも認めていいのではないかと思います。それはもちろん本当に合理的かどうかは最終的に今までも確認していたのと同様に確認するわけですが、私はそこが本質だと受け止めています。

これで一般論として何かというのは、非常に個別性の高いものに関する一般論ということはあると思いますが、そもそもそういう話ではないということだと思っています。このような特殊なものに関しては、事業者の提案に基づいて合理的な契約をする道を開くということが本質だと受け止めています。

現在の特定地域立地電源の調達方法及び状況

- 現在、特定地域立地電源は**公募による単年度契約を基本**としている。これは、一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（以下「調整力公募ガイドライン」という。）で示されている以下の考え方を受けてのもの。
 - ① 事前に公募要領等において、立地や機能等を要件等として設定することで、公募調達は可能であり、また、**公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となる点も重要である。**【調整力公募ガイドライン 4.（9）】
 - ② 現時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、**公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。**このため、契約期間については、**長くても1年間とすることが望ましい**と考えられる。【調整力公募ガイドライン 4.（4）】
- 上記は、新規参入や競争の促進を期待した整理ではあるが、現在の形式でのBS公募が実施された2020年度以降、これまで6回の公募が実施されてきたが、**応札事業者は東京エリアのみ2020年度から2022年度まで2社応札があったことを除き、応札事業者は1社のみ**であり、**応札される発電所も毎年度固定**されている。
- また、一般送配電事業者によれば、新規事業者からの問合せについても非常に少なく、その後の**新規参入に向けた動きも確認されていない**状況。

事業者の意見

- 特定地域立地電源公募に関して、過去の応札事業者にヒアリングしたところ、公募が単年度契約であることに関して、以下のような意見があった。
 - ① BS機能提供に必要な設備は当該機能のみのために保有する設備であるため、BS公募で費用回収すべき性質のものであるが、**投資以降に不落札が生じた場合、サックコストとなる**。このため、新規投資や設備更新をしてまで応札するインセンティブがない。
 - ② オーバーホール等の実施により年度の大部分を停止する必要がある場合、**現状の単年度公募では対象年度に稼働できない場合は応札することができず、未回収費用が発生する可能性がある**。
- 結果として、固定的な応札状況とならざるを得ず、これらが設備更新を迎えると、中部エリアと同様の事象が生じ、将来的に必要な調整力が提供されない事態を招く可能性がある。

今後の調達方法について

- 現在の単年度契約を前提とした特定地域立地電源公募の状況は、調整力公募ガイドラインで示された考え方（公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となるという考え方）とは、必ずしも一致しない面がある。
- こうした状況を踏まえれば、特定地域立地電源の調達方法としては、**現在の単年度契約を前提とするのではなく、今後、複数年契約を前提とした公募を実施することも一案として考えられるか。**
- また、BS機能提供に必要な設備はBS機能契約でしかコスト回収ができないため、2029年度向けBS公募における中部エリアのような事案が、今後顕在化してくる可能性がある。
- 中部エリアの事案では、BS機能の改修費用全額と当年度分の運用費用を2029年度分向けの契約対象として随意契約を行い、2030年度以降はこれまでどおり単年度公募を実施することと整理した。他方、BS公募への応札事業者が固定的な状況においては、単年度公募を継続することが効率的とはいえないケースも考え得る。このようなケースでは、**契約の必要性や妥当性を検証した上で、BS機能提供事業者のプロポーザル等に基づき、複数年契約を前提とした随意契約とすることも考えられるか。**

今後の調達方法について

- 前回会合でも御報告したとおり、特定地域立地電源は、応札可能な発電事業者等が限定されていることに加え、ブラックスタート機能等の提供に必要な設備が特定の機能に特化しており、他用途への転用が困難であるという特性を有する。このため、当該設備に対する投資費用や訓練費等の運用費用、保守・補修費等の維持費用を回収するための収益機会が限定され、単年度契約を前提とした公募では費用回収の予見性が確保できず、新規の電源開発や設備更新に対するインセンティブが働きにくい状況にある。
- こうした状況を踏まえ、前回会合で御提案したとおり、複数年契約を前提とした公募を実施することも一案である。しかしながら、複数の委員から御指摘があったとおり、契約年数や投資回収に係る不確実性低減の効果は投資の性質ごとに異なるため、複数年契約とするだけで必ずしも解決するものではない。
- また、現行の単年度公募からBS機能提供事業者のプロポーザル等に基づく複数年契約の相対取引へ一律に移行することも考えられるが、全てを相対取引とすることは調整力公募ガイドラインで示された考え方に照らし、過度な対応となる可能性がある。加えて、現行の単年度公募においても必要量を確保できているエリアが大半であることを踏まえれば、一律に変更する必要性は必ずしも高いとはいえない。
- 以上を踏まえ、特定地域立地電源については、**まず現行の考え方に基づき公募調達を実施し、それでも必要量を確保できない場合には、例えば、発電事業者等からのプロポーザル等に基づき、複数年契約を前提とした相対取引による調達を認めることも考えられるが、どうか。**
- なお、一般送配電事業者が、相対取引による調達を行う際は、**当該電源等確保の必要性や有効性※、契約内容の妥当性等を十分に確認した上で契約を行うことを求める。**また、**監視等委員会においても契約内容等について厳正な事後監視を行うこと**としたい。

※第12回制度設計・監視専門会合（2025年8月）の例にならい、必要に応じて広域機関に検証協力を求めること。

(参考) 調整力公募ガイドライン改定案

下線太字が改定案

改定案	改定前
<p>(9) 特定地域に立地していることが必要な電源等 (削除)</p> <p>一般送配電事業者は、アンシラリーサービスとして、供給信頼度を確保する必要があり、そのためには、電圧を維持するために必要な電源やブラックスタート機能を有する電源など、通常の周波数制御・需給バランス調整業務に必要な調整力とは異なる機能を有する電源等が必要となる。</p> <p>このような特殊な電源等については、応札可能な発電事業者等が限定されていることから、公募調達ではなく、相対取引による調達を行う方が事務コストの面から効率的となる可能性がある。しかしながら、事前に公募要領等において、立地や機能等を要件等として設定することで、公募調達は可能であり、また、公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となる点も重要である。</p> <p>これらの点を考慮すると、供給信頼度確保のための特殊な電源等についても、調達に当たっては公募調達を行うことが望ましいと考えられる。</p> <p>他方、このような特殊な電源等は、応札可能な発電事業者等が限定されていることに加え、ブラックスタート機能などの提供に必要な設備が特定の機能に特化しており、他用途への転用が困難であるという特性を有する。</p> <p>このため、当該設備に対する投資費用や訓練費等の運用費用、保守・補修費等の維持費用を回収するための収益機会が限定され、単年度契約を前提とした公募の場合、費用回収の予見性が確保できず、新規の電源開発や設備更新に対するインセンティブが働きにくい状況にある。一部の一般送配電事業者のエリアでは、このような状況を背景とした入札不調が発生しており、今後、他のエリアにおいても同様の状況が顕在化した場合、必要な調整力が提供されないおそれがある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、供給信頼度を維持するために必要な特殊な電源等については、上記の考え方に基づき公募調達を実施し、それでも必要量を確保できなかった場合には、例えば、発電事業者等からのプロポーザル等に基づき、複数年契約を前提とした相対取引による調達を認めることも考えられる^{※20}。なお、相対取引による調達を行う際には、一般送配電事業者において、電源等確保の必要性や手段の有効性^{※21}、契約内容の妥当性等について十分に検討することが望ましい。</p> <p>これを踏まえ、望ましい対応は以下のとおり。</p>	<p>(9) 特定地域に立地していることが必要な電源等 (電源 I)</p> <p>一般送配電事業者は、アンシラリーサービスとして、供給信頼度を確保する必要があり、そのためには、電圧を維持するために必要な電源やブラックスタート機能を有する電源など、通常の周波数制御・需給バランス調整業務に必要な調整力とは異なる機能を有する電源等が必要となる。</p> <p>このような特殊な電源等については、応札可能な発電事業者等が限定されていることから、公募調達ではなく、相対取引による調達を行う方が事務コストの面から効率的となる可能性がある。しかしながら、事前に公募要領等において、立地や機能等を要件等として設定することで、公募調達は可能であり、また、公募調達の実施により、潜在的な応札者に情報が伝わることで、今後、新規の電源開発等が行われる場合に当該公募調達への応札を考慮した投資判断が可能となる点も重要である。</p> <p>これらの点を考慮すると、供給信頼度確保のための特殊な電源等についても、調達に当たっては公募調達を行うことが望ましいと考えられる。</p> <p>これを踏まえ、望ましい対応は以下のとおり。</p>

(参考) 調整力公募ガイドライン改定案 (続き)

下線太字が改定案

改定案	改定前
<ul style="list-style-type: none"> □ 供給信頼度を維持するための特殊な電源についても、適切な要件等の設定を行い、公募調達の方法で確保する。 □ <u>まず公募調達を実施し、それでも必要量を確保できなかった場合には、例えば、発電事業者等からのプロポーザル等に基づき、複数年契約を前提とした相対取引による調達を行うことができる。</u> □ <u>相対取引による調達を行う際には、電源等確保の必要性や手段の有効性、契約内容の妥当性等について十分に検討する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> □ 供給信頼度を維持するための特殊な電源についても、適切な要件等の設定を行い、公募調達の方法で確保する。
<p>※18 略 ※19 略 ※20 <u>必要量まで確保できなかった場合については、「4. (10) 必要量まで確保できなかった場合」において詳細を記載している。</u> ※21 <u>必要に応じて電力広域的運営推進機関に検証協力を求めること。</u></p>	<p>※18 略 ※19 略</p>

中部エリアのブラックスタート機能調達未達への対応

- 中部エリアの2029年度向けBS公募のうち、一部系統BS公募において、ある1系統で応札がなく、調達未達が発生したと、中部電力パワーグリッドより報告があった。
- 応札がなかった理由について、中部電力パワーグリッドから過去の契約事業者に聞き取りを行ったところ、今後もBS公募に応札するためには2028年度にBS機能の改修が必要となるが、2030年度以降を対象としたBS公募において、当該系統が（系統対策工事の実施等により）募集対象外となった場合、BS機能設備費用を回収できないため、入札を見送ったとのこと。
- 中部電力パワーグリッドとしては、当該系統は引き続きBS機能が必要な位置づけであり、期間的かつ地域的に新規参入を見込むことが困難であることから、BS機能に関する設備費用の回収が見込まれることを前提に、随意契約によりBS機能を調達したいとのことだが、BS関連費用はレベニューキャップ制度の制御不能費用として託送料金に反映されることを踏まえれば、**本件への対応については、対策の必要性（当該系統におけるBS機能の必要性等）や手段の有効性（BS電源を確保する以外の手段）等の観点から慎重な検討が必要**になると考えられる。
- このため、**電力広域的運営推進機関にて対策の必要性や手段の有効性等の観点から検討を実施したうえで、本会合で対応について御議論いただくこととしたい。**なお、今後、**BS機能公募含む特定地域立地電源公募**について、類似の事案が発生した際には、**同様の対応とする。**